（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条において「二十七年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条　附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十七年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行った消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に二十七年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間にあっては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、附則第三条中「施行日前」とあるのは「施行日から附則第一条第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日までの間」と、「新消費税法」とあるのは「第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「二十七年新消費税法」という。）」と、附則第五条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「第二条」とあるのは「第三条」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「平成二十七年十月三十一日」とあるのは「同月三十日」とあるのは「同月三十一日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「平成八年十月一日」とあるのは「平成二十五年十月一日」とあるのは「平成二十七年四月一日」と、「指定日」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「平成二十五年旧消費税法」と、同条第四項及び第五項中「平成八年十月一日から指定日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、「、指定日」とあるのは「、二十七年指定日」と、附則第六条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第七条第一項中「指定日」とあるのは「二十七年指定日」と、「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、附則第八条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項及び附則第九条中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、附則第十三条第二項中「施行日」とあるのは「一部施行日」と、「規定する税率」とあるのは「附則第十五条及び第十六条の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規定する税率」と、附則第十四条第一項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「旧消費税法」とあるのは「二十七年旧消費税法」と、同条第三項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と、「施行日以後」とあるのは「一部施行日以後」と、「新消費税法」とあるのは「二十七年新消費税法」と、同条第四項中「施行日前」とあるのは「施行日から一部施行日の前日までの間」と読み替えるものとする。

2　附則第五条第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）に係る二十七年新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用について、附則第五条第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における二十七年新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用について、附則第五条第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行った場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五条第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百八分の六・三」とあるのは「百十分の七・八」と、「百五分の四」とあるのは「百八分の六・三」と読み替えるものとする。

3　前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第五条第七項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ準用する。

（罰則に関する経過措置）

第十七条　第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消費税率の引上げに当たっての措置）

第十八条　消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

3　この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。